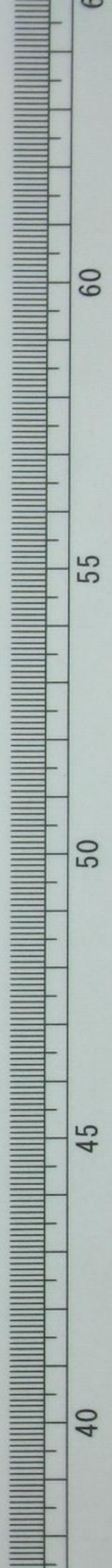


雲煙之暇好
卷

特別
14
1919
144



A ledger page with a blue border and 12 vertical columns. The columns are of varying widths, with the first column being the widest and the last being the narrowest. The page is otherwise blank.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

F 38- 8943

一 財團法人とよき中社団法人とよき中

(四) 現在社団法人とよき中社団法人とよき中社
を為しつゝ、永久に世に傳へしむる事
を以てす

(六) 現在の社団法人とよき中社
の目的は、島の発展の爲め、
とよき中社、吾れを以て世に傳へしむる
也

(七) 現在の社団法人とよき中社
の目的は、島の発展の爲め、
とよき中社、吾れを以て世に傳へしむる
也

一 ぬる〜と 社団を以て例する也

(a) 此の別題を付窮するも亦さし考考と

―と左の二條をあるも亦さし考考と

(才二) 早稲田大のその其の但例法を院

のこと〜テモクラニツク〜

又法を法を頌頌と云せてるの

入る〜が、利立の除方を致せし

人さま〜とてび〜の其の備お

さる〜人さ 扱ぬあな日改

おのせ〜人さ〜、早稲田大

この頌頌を云し且つ 例其の

練筆

早稲田大のその其の但例法を院
のこと〜テモクラニツク〜
又法を法を頌頌と云せてるの
入る〜が、利立の除方を致せし
人さま〜とてび〜の其の備お
さる〜人さ 扱ぬあな日改
おのせ〜人さ〜、早稲田大
この頌頌を云し且つ 例其の

(才二) 早稲田大のその其の但例法を院

のこと〜テモクラニツク〜

又法を法を頌頌と云せてるの

入る〜が、利立の除方を致せし

人さま〜とてび〜の其の備お

さる〜人さ 扱ぬあな日改

おのせ〜人さ〜、早稲田大

この頌頌を云し且つ 例其の

のあまを三つに於ては、^也建者の高直
了る体元と同一の義聖
の評議主権ある所、^也久令
建とテモ、ラテツク、^也
六、あうあう、^也を得、^也
事、^也は、^也早、^也向、^也
取、^也を、^也異、^也

(山) 凡そ事物の精、^也は、^也の、^也の、^也
を、^也の、^也の、^也
を、^也の、^也の、^也
を、^也の、^也の、^也

とセ、^也の、^也の、^也
得、^也の、^也の、^也
法、^也の、^也の、^也
又、^也の、^也の、^也
先、^也の、^也の、^也
事、^也の、^也の、^也
を、^也の、^也の、^也
けん、^也の、^也の、^也
異、^也の、^也の、^也
と、^也の、^也の、^也

(c) 以上のことき事柄あるを以つて吾れを強し
 極端なるデモクラテック、プリンシプルを執
 るを要せしが、^{本報}本来の演劇としてあるは又本来の
 性質をもつるものば、設けられんが如く、又
 及義塾に比し開放の處うたせしむるは、
 遊ぶも、由らざる程、大開放とすべ
 しを得べし

(d) 以上の事柄を考へて、(a)の数の数とサレ(固)
 る、(b)の(き)人の範圍并に選定の方法を
 あらわすべし

(甲) (a)の約さ差ある二十人位とするを歎



若しは二十人とするは、其の二十人
 人を約するべし

(乙) 社長の責任ある

一創業者あり、
 二役員あり、
 三庶務あり、
 四事務あり、
 五庶務あり、
 六庶務あり、
 七庶務あり、
 八庶務あり、
 九庶務あり、
 十庶務あり、
 十一庶務あり、
 十二庶務あり、
 十三庶務あり、
 十四庶務あり、
 十五庶務あり、
 十六庶務あり、
 十七庶務あり、
 十八庶務あり、
 十九庶務あり、
 二十庶務あり、
 二十一庶務あり、
 二十二庶務あり、
 二十三庶務あり、
 二十四庶務あり、
 二十五庶務あり、
 二十六庶務あり、
 二十七庶務あり、
 二十八庶務あり、
 二十九庶務あり、
 三十庶務あり、
 三十一庶務あり、
 三十二庶務あり、
 三十三庶務あり、
 三十四庶務あり、
 三十五庶務あり、
 三十六庶務あり、
 三十七庶務あり、
 三十八庶務あり、
 三十九庶務あり、
 四十庶務あり、
 四十一庶務あり、
 四十二庶務あり、
 四十三庶務あり、
 四十四庶務あり、
 四十五庶務あり、
 四十六庶務あり、
 四十七庶務あり、
 四十八庶務あり、
 四十九庶務あり、
 五十庶務あり、
 五十一庶務あり、
 五十二庶務あり、
 五十三庶務あり、
 五十四庶務あり、
 五十五庶務あり、
 五十六庶務あり、
 五十七庶務あり、
 五十八庶務あり、
 五十九庶務あり、
 六十庶務あり、
 六十一庶務あり、
 六十二庶務あり、
 六十三庶務あり、
 六十四庶務あり、
 六十五庶務あり、
 六十六庶務あり、
 六十七庶務あり、
 六十八庶務あり、
 六十九庶務あり、
 七十庶務あり、
 七十一庶務あり、
 七十二庶務あり、
 七十三庶務あり、
 七十四庶務あり、
 七十五庶務あり、
 七十六庶務あり、
 七十七庶務あり、
 七十八庶務あり、
 七十九庶務あり、
 八十庶務あり、
 八十一庶務あり、
 八十二庶務あり、
 八十三庶務あり、
 八十四庶務あり、
 八十五庶務あり、
 八十六庶務あり、
 八十七庶務あり、
 八十八庶務あり、
 八十九庶務あり、
 九十庶務あり、
 九十一庶務あり、
 九十二庶務あり、
 九十三庶務あり、
 九十四庶務あり、
 九十五庶務あり、
 九十六庶務あり、
 九十七庶務あり、
 九十八庶務あり、
 九十九庶務あり、
 百庶務あり、

各社の社名と見方欠点を俟つて
致之れを編む事也。此の社名
と圖記等も亦お見せし

(参照)

芝居義塾

規則(才三草)

日蓮の内
外ニテ
ハ
ハ
ハ

才一条

社頭ハ芝居義塾上ノノミヲ監者シ塾
長ト持出シ一任御方存ノ同ノ事ヲ治モ塾
長ト呼托スルハ任ト又任御方存ノ任
事ヲ勤シ之ヲ并成セシムル事也

才二条

社頭事ハ其ノ事ヲ能ハスル
事ハ副社頭之ヲ代祀ス

才三条

其ノ為義塾ニお出ノ印子事トモ
又其ノ投氣事ノ力ヲ以テ本義塾ノ支事ト
スルノ事ノ人トモ其ノ為義塾ノ實ト為

才四條

其の意義を大なりとせしむるに社員の持込
たるものを以て其の意義を大なりとせしむるに

才五條

其の意義を大なりとせしむるに社員の持込
たるものを以て其の意義を大なりとせしむるに

才六條

其の意義を大なりとせしむるに社員の持込
たるものを以て其の意義を大なりとせしむるに

但し評議員中缺員あるときは次に於て

得票数の順序を以て之を補充するもの

とする

才七條

評議員の在職年限を四年とし但し主任
を許す

才八條

社員副社長庶務長教員職員を以て評議
員とするものとする

才九條

評議員中の各員を以て評議員中一人として
互選す

才十條

評議員を以て毎月一次定数なるを以て
各員の招集を以て臨時会とするもの

庶務と議決するものとする

才十一條

評議員を以て評議員十名以上出資するもの
非なる間合とするものとする

才十二條

評議員の記名投票を以て庶務長を以て
是を以てするものとする

才十三条 評定欠の互選を以て執務委員欠五を選
定し各員の監督を司らしむ

才十四条 監事をも評定欠の互選を以て一切の監
務を総理し長久親友を選定し及監事
の修業を學ぶべき事

才十五条 監事をも評定欠の互選を以て
長久親友を選定し及本監事を司附為す
終つべし

才十七条 監事の在職中各員を以て互選を以て
終つべし



任と評定

才十八条 社頭副社頭及評定欠の名を概とし

才十九條 此條の評定欠を三人以上二以上の
回を以て互選を以て之を選定せしむ
以上

舞啓仕矣

滞申サレケル件 早速調査仕矣得共差程ニ差異
ハ無之ガ様子記載及シテ格ノ異テ其中ニテ重要
ノレノカヤ、格存ニテ

社団法人ヲ被成ル殆ク財団法人ヲ被成ル或ハ市隨
意ニ有シテ得セシ社団法人ト決セラレ共ガ節ハ
別件東京専門学校ニシテ款認可致ス(是ニ付テハ別
段式トシテ之ニ只今テ上ニテモノハ生ノ勝手ニ作製
セシモノナリ)又民法中ニ於テ未ニ掲ケル事項
ニ規程セシモノニ款認可致ス(是ニ付テハ別
段式トシテ之ニ只今テ上ニテモノハ生ノ勝手ニ作製
セシモノナリ)又財団法人ト決セラレ共ガ節ハ別件東京専門

小田五太郎法律事務所



門學校設立者寄附行為認可後之民法中
三十九條に掲ぐ事項を記載せる寄附行為に
左條ノ前同條出願を成義と存す
右認可有し其節は民法施行法中廿九條民法
中四十六條ノ規定ニ從ヒ東京区裁判所ノ如シ
記す可き義ニ非座其登記ノ圖する方式ニ是
亦亦如規程ニ無シ其得セシ小生ノ思案亦亦必
要亦此は滞通知次第何付レモ差上り申し
得セシ如シ記レ之款又寄附行為ノ認可後ニ
之を申請可き順序ニ規程セシ居テ義
ニ付左程ニ差多キ非必要素は之無シカト存ス
又右認可前後之民法施行法中廿九條ニ依

三五、一五、一五、東京区裁判所

リ東京専門學校財産目録并ニ東京專
門學校社名簿一若シ社団法人ト決定スル
其場合ニ限リ滞調製不致成義ト存ス
先ニ要田迄早ニ申出

東京専門學校

関戸 寅松

小林豊太郎法律事務所

社団法人之財団法人ト重要ナル差異
亦一定款ノ変更ニ関スル差異

社団法人ノ定款ハ民法中三十八条ニ從ヒ之レテ変更
更ニ得可キモ財団法人ニ於テハ寄附者カ一定
ノ一定款(法律上之一定款ト稱セストム)其
記載ス可キ事項畧同様ナルヲ以テ便宜上似
之ヲ一定款ト稱セシハ永久之シカ亦変更ヲ爲ス
テ得ズ

法人ノ定款ハ民法中三十七条及ヒ中三十九条ニ
ヨリ法人カ拠テ活動ス可キ最モ重要ナル根
本的規則ヲ掲グルモノナルヲ以テ之シカ変更シ
容易ナラシム可カラサルハ勿論ナリトモ其モ場

合ニヨリテハ適当ナル制限内ニ於テ其変更ノ宗
ヲ設クル亦必要スシモ必要ナラズトセズ以テ
ト莫ヨリ觀察スルハ社団法人ハ財団法人ニ
比シテ一層ノ便宜アルモノト信セラル
ホニ理事ノ行為監督法ニ関スル差異
社団法人ニハ監事ナヒ社員總會アリ之
レハ監督シ財団法人ハ寄附者カ寄附行為
中ニ直接ニ特定人ヲ指名シ又ハ指名ノ方法ヲ定ム
定ムタル監事アルノミ

理事ハ法人ノ事務ヲ管理シ其権限ノ廣
ルハ大ナルモノナルヲ以テ之レハ監事ヲ監督方法
モ不充分ナルヲ要ス然ルニ財団法人ハ

三五二、一五七頁一五

唯ニ寄附者カ寄附行為ヲ以テ定ムタル監事
事ノ存在スルノミナルモ社団法人ハ定額又ハ
社員總會ニ於テ定ムタル監事アルノ外尚
ホ社員總會ノ設ケアルヲ以テ財団法人ニ比
シテハ監督方法一層整頓セリト云フヲ得
可シ

ホ之財団法人ニハ社員ヲ要セズ社団法人ニハ
社員ヲ要ス從テ各種學校ノ如キハ之ヲ
社団法人トナサンニハ社員ヲ要スルニ關スル
困難アルノミナラス一旦之ヲ撰定セム以上ハ
其地位ヲ固定セシムルハ恐アルカ如シトモ
モ社団法人ハ次資格ノ得喪ニ關スル規則

日本民法

〇定款中隨意に之を定む得可キ力故に
 依りて校友会決議又ハ評議員会決議
 之に依りて之を除名し或ハ入社せしめ得ハキ
 上向ヲ規らしスル等ノ方法ニヨリ充分之しカ豫
 防ノ途ヲ講じ得可キヲ以テ以上ノ困難ノ如キ
 〇一種ノ把百安タルニ過キサル可シ
 右ニ通リ請本直答し之矣也

普通國に於ける教員ノ家族扶助法

獨逸に於ける大學ノ教授を以てて其ノ國家に
 尤モ責任し俸給のことども又國家の支給
 したる所を以て今日國に於ける教員待遇法を以て
 之々其俸給を

正教授	五万三十四人	二九五五一二〇
平均		五五三四
最少		一七〇〇〇
最多		一・二・六〇〇〇
助教授	百八十七人	四五七、七四〇

平均

二四四八

家の

六〇〇〇

品

四八〇〇

右に四五年前の調査に係るものと併せて見ると、(四) 家の受入体と甚だしく知らぬもの数も死傷の程度を以てする、ことを思へば、以て後の簿籍を補ふを得る。

多量國の取扱方針及びお父扶助法を案するに、扶助資金を大卒と國庫の二途から支出し

左の割合を以てる支給する

正教授の寡婦

年額千四百マール

即、……

……千 マール

又お父を以てる割合を以てる廿一年から支給する

全お父(お父を以てる)

六百 マール

其 他のお父(廿以下)

四百 マール

其 お父(母を以てる)

四百 マール

其 他のお父(母を以てる)

二百五十 マール

米四方の復讐一説

米四方の復讐ハ公私を論じず如何の如くして其の全体の統御権を校舎とトラスティーとの掌裡にありしトラスティーと行^の及^の顧問の爲るやれと其の決意を最終の性質をみる

トラスティーの集會を之をボールド、ラフト、ラステースと稱す或をボールド、ラフト、レゼントとも稱す

ボールド、ラフト、トラスティーと爲るを其の集會計りて其の事^を決議す又其の授與の件も總長を

行のしこ之を實行す(尤も實際にアカンテーター及び
「分限」の授申に據るこゝろも) 随てボールド、ラフ
トラス、テリスと大工ののち(考)上最も重要な地位
を占む

トラス、テリスの任命と、ステート、ユニオン、ニテリスに
ては ^{ガッツ} ~~ボールド~~ と州會之れを是るす又 ~~ボールド~~ と自
身も其の一角たる場をある

私に大工の格を是に法區とすこゝを ~~ボールド~~ ^{Boyd}
とす ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
とす ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと

寄附者の相續人其他投札、記載する人々及團體
是れも権をある

又ある程程の人物が ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと

ステート、大工の格を是に ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
家名即家名を ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
界のみ力あるを ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
(投札)の勢力大工の ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
大工の ~~ボールド~~ といふこと (考) ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと
の ~~ボールド~~ といふこと

ボールド、ラフ、トラス、テリスと ~~ボールド~~ といふこと ~~ボールド~~ といふこと

てしつゝあるふたつ以上の事と主として總長のキス存
又職員の進退其他教授上の問題の判断等又一よ
總長のキス存する

役員會議(ファカルティー)の議長をデーンと稱する
トラスティス教授中を以て選任する又其の任
務を定む

教授中を以て試験委員其他の委員を以て任す

米國の事々々々 事務執行及び校務三事

(一) Trustees,

(二) Faculty

(三) Stewards

役員會議
監督

ホールの校務を以てする事あり
ホールの校務を以てする事あり

ホールド、ラフ、トラスティス

送る 大抵を自ら其の進退を以て選擇す

但し

の協定を以てする事あり

送る事あり

寺院と直接の關係をもちつゝとせしむる
寺院を以て代りたること思はるる
の條を以てし

教 七名目より下りて多きは二十五
名より上りて

権限 財物の管理 教員會の決定を
確認す 資金を管理す 修院を定
む 毎年の報告を定む 専ら
と上権をもちしむる 修院を以て教員會の
意見を以てし

トラスティー 本校代表者より出する制あり
準^ニールスニよ

Alumni Members
十八名のトラスティー中 校友は十二人
年期より六年 再選を以て

ウエリヤムス大ニよ

五名の校友をトラスティーとして選
定す 但し 校友は 校長を以て
一人として

多々之字七知手財七〜〜〜

早稲田大學圖書館

東京專門學校定款

第一章 總則

第一条 本校ハ各種ノ高等專門ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トスル社團法人トス

第二条 本校ハ東京專門學校ト称ス

第三条 本校事務所ハ東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚六百四十七番地ニ設置ス

第四条 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六條

本條ノ次頁産ハ伯爵大隈重信其他有志ノ寄附ヨリ成ル

社負

牙考章

第五條 本校ノ社員ハ大隈英麿、鳩山和夫、高田早苗、天野為之、坪内雄藏、市嶋謙吉ノ六名トス

第六條 社員總會ニ於テ總社員ノ同意アルハ限リ新ニ社員ノ加入ヲ許スヲ得

第七條 社員ハ九ノ事由ニ因リテ退社ス

一 總社員ノ同意

一 死亡

一 禁治産

第四章 社員總會

第八條 本校ノ社員總會ハ通常總會及ヒ

臨時總會ノ二種トス

第九條 通常總會ハ毎年六月ニ校長之ヲ

召集シ本校ノ事業ノ方針ヲ決定ス

第十條 臨時總會ハ校長又ハ學子監カ必要

ト認ムル場合ニ校長之ヲ召集ス

第十一條 總會ヲ召集スルニハ少クテ五日前ニ各

社員ニ對シテ通知ヲ發スルヲ要シ此通知ニ

ハ總會ノ目的及其決議スルハキ事項ヲ記載

スルヲ要ス

第十二條 總會ノ議決ハ出席社員ノ過半數

ニ依ル但シ法令若クハ定款ニ別段ノ定アル

廿八此限リニアラス

第五章

校長及學監

第十三条 本校ノ理事定員ハ一人ニシテ之ヲ

校長ト稱ス

第十四条 校長ハ總會ニ於テ社員中ヨリ總社

員ノ過半數ヲ以テ之ヲ選任ス其解任ニ付テ

モ亦同シ

第十五条 校長ハ校務ヲ管理シ校則ヲ設ケ

紀律ヲ維持シ及ヒ嚮學生教育ノ責ニ任ス

第十六条 本校ノ監事定員ハ一人ニシテ之ヲ

學監ト稱ス

東洋製本

第十九条

學監ハ總會ニ於テ總社員ノ過半數

ヲ以テ之ヲ選任ス其解任ニ付テモ亦同シ

第十八条

校長ノ任期ハ三ヶ年學監ノ任期ハ

ニヶ年トス但再選セラルハ一ヶ年妨ケズ

第十七条

校長又ハ學監ハ任期満リ前ニ退

職シタルニ依リ選任セラレタル後任者ノ任期ハ

前任者ノ任期ニ依ル

第六章

計算

第二十条

校長ハ毎年通算總會ニ於テ公會

計ノ狀況ヲ報告シ且ツ不足アレハ各社員

ノ為スハキ出資額ヲモ定メラ之カ決議ヲ求

第拾七条 会計監督ハ總會ニ於テ 總社負ノ過半
數ヲ以テ之ヲ選任ス其解任ニ付テモ亦同シ

第拾八条 会計監督ハ本校ノ会計ノ状況ヲ監査ス
ルモノトス

第拾九条 校長及学監ノ任期ハ三年 会計監督ノ任
期ハ二年トス但シ再選セラルコトヲ妨ケズ

第廿条 校長及ヒ学監又ハ会計監督ノ任期満リ
前ニ退職シタルニ依リ選任セラルタル後任者ノ任期
ハ前任者ノ任期ニ依ル

第廿一章 計算

第廿一条 本校ノ会計ハ總會ノ決議ヲ以テ定



メタル 会計細則ニ據リ之ヲ處理スルモノトス

第廿二条 校長ハ毎年通常總會ニ於テ会計ノ

状況ヲ報告シ且ツ不足アレバ各社負ノ為ニ心キ出

資額ヲモ定メテ之カ決議ヲ求ムヘシ

第廿二章 定款ノ変更

第廿三条 本校ノ定款ハ總會ノ同意アルニテアラスカレハ

之ヲ変更スルコトヲ得ス

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

同
年
月
日

同
年
月
日

早稲田大学定款

第一章 総則

第一条 本校は各種専門ノ學術ヲ教授スル
ヲ以テ目的トスル社団法人トス

第二条 本校ハ早稲田大学ト稱ス

第三条 本校ハ東京府豊島区十郡戸塚村大
字下戸塚六百四拾七番地ニ設置ス

第二章 資産

第四条 本校ノ資産ハ伯爵大隈重信其他
篤志者ノ寄附ニ成ル

第五条 本校ノ資産ハ別冊財産目録ニ
掲載ス

第三章 維持員

第六条 本校ノ社員定員ハ五名以上十名以下
トス

第七条 本校ノ社員ハ之ヲ維持員ト称ス

第八条 本校ノ維持員ハ

第九条 新夕ニ維持員ヲ加入セシムル時ハ維持
員中ヨリ之ヲ提議シ維持員総体ハ
同意ヲ経ルベク

第十条 維持員ハ尤モ事由ニ因リ退任ス
一 死亡

二 禁治産

三 本人ノ辞任ニヨリ維持員総体同意
シタルトキ

四 維持員總体ノ同意ヲ以テ退社ノ決議ヲナシタルトキ

第十一条 維持員カ有ルル權利義務ハ其退社ト共ニ消滅スルモノトス

第四章 維持員總會

第十二条 維持員總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第十三条 通常總會ハ毎年四月七月九月校長學監之ヲ召集シ本校ニ開スル重要ノ

事件ヲ決定ス

第十四条 臨時總會ハ校長學監ニ於テ必要ナル場合ニ之シテ召集ス

第十五条 總會ヲ召集スルニハ少クモ五日前ニ各維持員ニ對シテ通知ヲ發スルコトヲ要スル通知ニ總會ノ目的又ハ其決議スル事件ノ記載スルコトヲ要ス

第十六条 總會ノ議決ハ出席維持員ノ過半数ニ依リ但シ法令若クハ定款ニ別段ノ規定アルトキハ其限リニアラス

第五章 校長、學監、會計監督

第十七條 本校理事定員二人とし、其一人を校

長と稱し、一人を學監と稱す。

第十八條 校長及學監は總會に於て維持會中より

總雜持分の過半数を以て之を選任す。

其解任に付ても亦同し。

第十九條 校長及學監は維持會の決議を基き、一

切に校務を總理し、放職を以て進退し、

校有の財產を處理す。

第二十條 本校の監事定員一人とし、之を會計

監督と稱す。

第二十一條 會計監督は總會に於て維持會總持

分の過半数を以て之を選任す。

第二十二條 會計監督は本校會計の状況を監査

するものトス。

第二十三條 校長及學監の任期は三年、會計監督

の任期は二年トス。

第二十四條 校長、學監、會計監督の任期満

了前、退職し、其の職務を代行す。

ル後任者、任期の前任者、任期の信

第六章 計費

第廿五条 本校の会計の維持費を、決議して定

メタル会計細則の授け之を処理せしむ

第廿六条 校長又学監、毎年一編費給付金を於て

会計、校務の報告に且つ不是アレハ各

維持費、爲メハ千七百額ヲ定メテ之カ

決議スルハシ

第七章 教授会議

第廿七条 本校の教授会議ヲ設ケテ教務に關ス

ル事項ヲ議定セシム

第廿八条 教授の方針、教則、改訂方針ヲ教

務に關スル重要の事項、亦ハ教授會

議、評決スルモノス

第廿九条 教授會議、議負各部、講席中

ハ校長又学監授け之ヲ推選ス

第三十条 教授會議、毎年七月校長又学監之

シテ召集スル但シ必要の特別會ハ臨時

百集スリ一アハシ

第八章 校寮会

第廿一条 本校の殊別、功方アリ又ハ深厚ノ同
 情ヲ望メテモ識見點ヲ以テ本校ヲ掖
 成スルノ人ヲ養フ特ニ本校、校寮トス
 第廿二条 校寮、維持委員会、諮議、並ニ本校
 創立者之レヲ囑托ス
 第廿三条 本校、校寮会、計、計散務其他
 諸般、報告、為スルニ

第廿四条 校寮ハ本校、校務ノ間ニ隨時助言
 ヲ為スルヲ得

第廿五条 校寮会ハ毎年、秋季之ニ開ク但シ
 臨時開会ヲ為スルコトモ

第九章 校友總代会

第廿六条 校友總代会ハ本校、校友会ニ選出
 コスル委員ヲ以テ組織ス

第廿七条 本校々友会ハ毎年、春季、校友大会
 ニ於テ、標準ヲ以テ委員ヲ選出ス

モノトス

- (甲) 校支中、新旧教職員中より十名
- (乙) 校支中、各年度得業生より一名宛
- (丙) 会費^{第五}十名以上と有る地方校支
会より一名宛

(丁) 推選校支中より一名

第廿八条 校支委員、任期ハ二年トス

第廿九条 校支總代会、毎年九月ヨリ校長
学監之ヲ召集ス

第四十一条 本校、校支總代会ニテ、報告セラル

一 附 属

二 決 算

三 学 則、政 令

四 敬 謝、賞、異、動

五 其 他 諸 報、報 告

第四十二条 校支總代会、其決議ヨリ本校ニ
對シ建 議ヲ為スルコトヲ得

第十章 定款、定款、変更

第四十二条 本校、定款ニ維持員總律、ヨリ変更スル

ニテモサレハ之ヲ変更スルコトヲ得ズ

第 評議會

第 条 本校ニ本校、重慶ノ事件ヲ評議

セシムルカ爲メ、評議會ヲ設ケ

第 条 評議會ノ定員ハ五十名トス

但シ地方校友会ノ選挙員ニ係リ評議

員ハ定員外トス

第 条 評議會ハ左ノ方法ヲ以テ囑托スルモノトス

(一) 創立者ノ指名 二十名

(二) 維持者ノ推薦 十五名

- (三) 中央校友会、選挙 十五名
- (四) 地方校友会、選挙

他、五十名以下、会費の有る校友会、
限

第 条 創立者、指名 并に 維持員、推薦

係の評議員、任期 二年

右、選挙の係の評議員、任期 二年

一年

第 条 維持員又幹事、評議員会、七人

スルを得

他、其の役員、其を得

第 条 評議員は互選して其の会長を定

ム

第 条 維持員は左ノ報告を以て評議員会、

議決を求む

- (一) 沿革

- (二) 決算

- (三) 学則、校風

- (四) 維持員ノ異動

- (五) 教職員ノ異動

(六)其他諸般之報告

第 二 条 評議委員会之決議以于維持及

對之意思を提出するを得

第 三 条 評議委員会は毎年九月より校長

より報告を受ける

他は臨時評議委員会に於て臨時に之を以て

集むるべし

第 四 条 評議委員会は臨時に之を以て

ニアラスル議事を開くを得

教職員年金規程

第 一 条 本校ノ教職員ニシテ滿二十年以上

勤続シ専ラ本校ノ教務又ハ事務ヲ擔當

シ左ノ二項ノ該當シタルトキハ年金ヲ賦與

ス

一、老衰疾病又ハ已ムラ得ザル事故ニ因

リ辭職シタル者

二、死亡

第 二 条 前条教職員ノ賦與スル年金ハ該

左ノ標準ニ依ル

(一)創立當時より滿二十年以上勤続ノ者

一 辭職

ノ場合ニ於テハ本人ノ受ケタル最多額ノ俸給ヲ標準トシ生涯其ノ三分ノ一以上二分ノ一以下ヲ給ス

一 在職中死亡ノ場合ニ於テハ其寡婦ニ生涯五分ノ一以上三分ノ一ヲ給ス但シ寡婦無クシテ相續人丁年未滿ノ時ハ其丁年ニ達スル迄之ヲ給ス

一 辭職後死亡ノ場合ニ於テハ其寡婦ノ前項ノ半額ヲ給ス但シ寡婦無クシテ相續人丁年未滿ノ時ハ前項ノ例ニ依ル
③ 滿二十年以上勤続ノ者

東林書院

一 辭職

ノ場合ニ於テハ本人ノ受ケタル最多額ノ俸給ヲ標準トシ生涯其ノ五分ノ一以上三分ノ一以下ヲ給ス

一 在職中死亡ノ場合ニ於テハ其寡婦ノ生涯六分ノ一以上四分ノ一以下ヲ給ス但シ寡婦ナクシテ相續人丁年未滿ナルトキハ其丁年ニ達スル迄之ヲ給ス

一 辭職後死亡ノ場合ニ於テハ前項ノ半額ヲ給ス但シ寡婦ナクシテ相續人丁年未滿ノ時ハ前項ノ例ニ依ル

● 才三条

前條ノ年限ニ達セザルモノトモ特ニ

切方アルモノハ此ノ規則ヲ通用スルコト
ヘシ

才四条

本規程ニ依リ從茲スヘキ年金ハ律定
費并ニ基金利子ヨリ之ヲ支出ス

才五条

毎年基金ヨリ利子一割五分ヲ積立テ其元
利ヲ年金急備金トス

才六条

本規程ノ適用ハ維持費會ノ決議ニ
據ル

何如三十有六

五月十日以前

寸方画山人